

第9回環境影響評価審査会
事務局資料
平成30年10月31日

(仮称)横濱ゲートタワープロジェクト
第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧

項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
事業計画	「にぎわい施設」の内容は。 また、環境という観点で、小学校にどのような影響があるか。 [10/16 審査会]	プラネタリウムと商業施設。 プラネタリウムは教育的な観点で、小学校や教育委員会と連携について協議をしている。商業施設については、特段の意見は出ていない。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	鉄道や建物に対して、どのような土圧が作用してくるか、鉄道に対して補強が必要なのか、工法について伺いたい。 [10/16 審査会]	添付資料6ページのとおり、地表面で8t/m ² まで載荷可能で、これを満足する計画にしている。鉄道上部には、高層部は避けて低層部の軽い部分が載っている。 杭が函体にどれくらい近付いているかの区分によって、施工上考えるべきことが変わる。今後も現場、みなとみらい線を運営する横浜高速鉄道と協議を続けていく。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
大気質	大気汚染物質がこの地域で滞留しないことを判断するために、一つは、この地域で風の観測データがあるとはっきりする。これが無ければ、固定発生源の影響がわからずかということはわかるので、補完するデータとして、移動発生源である車両が周辺をどのくらい走るのか、資料として必要。 [10/16 審査会]	車両は同程度の施設で考えられる交通量であれば、大きな影響はないと考えている。 大気汚染物質の滞留については、街区が大きいことや区域を広い道路が通り、小さな建物が密集している状況ではないため、滞留しやすい状況ではないと考えている。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	大気汚染物質が滞留しやすいのか、どのような気象条件であるのか、感覚的、定性的な表現になっており、根拠が十分ではない。周辺の気象データ等を集めて示していただきたい。 [10/16 審査会]	はい。 [10/16 審査会]	補足資料1で説明 [今回]

騒音・振動	工事中の小学校に対する騒音、振動がどの程度見込まれるのか、ある程度数字で出していただきたい。 [10/16 審査会]	騒音は、防音壁及び仮囲い等の対策をし、建設機械の配置も周辺、特に小学校に大きな影響を与えないように配慮することはできる。施工業者、施工計画が未定のため、どの場所でどれくらいの音になるかは予測できていない。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	騒音の程度によっては、小学校の授業の妨げになると思う。 施工計画は未定ということだが、ある程度資料を出してもらい、判断すべきと思う。 [10/16 審査会]	現時点で予測できていないので、何か示すことができるものがないか検討する。 [10/16 審査会]	補足資料2で説明 [今回]
風害	風環境シミュレーションの計算の条件を詳しく教えてほしい。 [10/16 審査会]	風の予測を実施し、日最大瞬間風速について、3つの各ランクを超える日が年間で何パーセントかを、計画建築物の建設前後で比較している。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	実際の計画建築物でシミュレーションしたのか。 [10/16 審査会]	添付資料の資-15 ページに、シミュレーションに用いたモデル図を示した。周りの建築物も再現し、計画建築物の有無で予測ポイントの風の変化を予測している。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	風速 10m/s、15m/s、20m/s の出現頻度は、測定をしているのか。 [10/16 審査会]	アセスで一般的に用いられている予測手法で、統計上の計算で出している。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
地域社会 (歩行者の安全)	工事用車両の走行ルートと小学校の通学路が重なることはないか。重なる場合、その対策は。 [10/16 審査会]	市道高島台 288 号線を東側に進み、すずかけ通り西交差点を左折することは避けてもらいたいと小学校から申し入れがあった。これに注意して工事用車両の走行ルートの検討を進めている。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	左折で巻き込む可能性があるが、市道高島台 288 号線を通らない車両走行ルートは考えられないのか。 [10/16 審査会]	国道 1 号から市道高島台 288 号線への左折箇所には横断歩道がない。すずかけ通り西交差点の左折について特に注意を受けているので、十分に考慮して走行ルートを検討する。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]

地域社会 (歩行者の安全)	以前も指摘したが、国道1号の北への出庫ルートが示されていない。利用する車両もあると思うので計画は作った方がよい。 [10/16 審査会]	計画区域を左折で出た後、国道1号との交差点は右折不可なので、国道1号の北への出庫ルートは想定できない。 国道1号は北で市道栄本町線7188号線と合流するので、街区を反時計回りし、市道高島台288号線から市道栄本町線7188号線を北に向かうルートが想定できる。 [10/16 審査会]	補足資料4で説明 [今回]
	今の説明は、市道高島台288号線から市道栄本町線7188号線へ左折すると明言していることになる。先程の説明と矛盾しないか。 [10/16 審査会]	現在示しているのは供用時の一般車両の走行ルートであり、工事中と供用時で通学路が変わると聞いている。工事中と供用時で注意すべき箇所が変わるため、工事用車両と一般車両の走行ルートは別の考え方になる。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	工事用車両が市道高島台288号線から市道栄本町線7188号線へ左折して北へ向かうことは無いということか。 [10/16 審査会]	工事用車両の走行ルートは、施工業者との打合せで決まる。後で工事関係者と協議した上で示したい。 [10/16 審査会]	説明済 [10/16 審査会]
	「後で」というのは、判定に至る前の調査審議の段階で工事用車両の走行ルートを示す、という理解でよいのか。 [10/16 審査会]	はい。 [10/16 審査会]	補足資料3で説明 [今回]
	供用時の一般車両の走行ルートは示しているが、通学する子供たちに及ぼす影響として懸念される工事用車両の走行ルートを示してもらいたい。配慮が十分になされているか、こちらで判断できる材料を出してほしい。 [10/16 審査会]		
	工事中と供用時の小学校の通学路も示してほしい。 車両走行ルートと併せて整理してほしい。 [10/16 審査会]		
	車両走行ルートを検討する際、首都高を利用してアクセスする車両が工事中も供用時もあると思うので追加で示してほしい。 [10/16 審査会]	はい。 [10/16 審査会]	補足資料4で説明 [今回]